担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

## 「担保に関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、本年1月17日、18日の金融政策決定会合において「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等を決定したこと等に伴い、標題規程の一部を別紙のとおり改正することとしましたので、通知します。なお、本件改正の実施日については、別途日本銀行ホームページの「業務上の事務連絡」(https://www5.boj.or.jp/)において通知します。

また、本件改正の実施日の前営業日までに入札要項通知の送信を行った共通担保資金供給オペレーションに基づく貸付けについては、なお従前の例によります。

一 本件に伴う事務上の変更点については、日本銀行金融市場オンラインに掲載の「共通 担保資金供給オペレーションの制度変更に伴う事務上の変更点について」を<u>必ずご確認</u> ください。

以 上

## 「担保に関する細則」中一部改正

- 第3章3.(2)を横線のとおり改める。
- (2) 期日担保返戻の取扱い

日本銀行は、担保差入金融機関等が日本銀行に差入れた担保について、受戻期日の前営業日(振決国債の場合には受戻期日の午後3時)までに受戻がなされなかった場合の期日担保返戻の取扱いは、基本約定第11条ただし書の定めに該当するとき、または担保返戻を行うことを適当でないと日本銀行が認めたとき (注) を除き、当該担保の種類に応じて、次のとおりとします。

(注)担保差入先が属する担保差入金融機関等の与信取引先が、当座貸越に関する規則第5条第1項に定める延滞利息の支払を行わない場合、共通担保資金供給オペレーションに関する基本約定第8条に定める貸付金額に<del>貸付金利息返済期日の属する利息計算期間にかかる利息</del>を加えた金額の支払を行わない場合等を指します。

## 以下略(不変)

- 第4章(3) ロ. (ハ)の(注)を横線のとおり改める。
  - (注)担保差入先が属する担保差入金融機関等の与信取引先が、当座貸越に関する規則第5条第1項に定める延滞利息の支払を行わない場合、共通担保資金供給オペレーションに関する基本約定第8条に定める貸付金額に<del>貸付金利息</del>返済期日の属する利息計算期間にかかる利息を加えた金額の支払を行わない場合等を指します。